

愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める
「くろまぐろ」の保存管理措置に関する計画

(第4管理期間)

平成30年6月28日公表

平成30年9月27日一部改正

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、釣り漁業、ひき縄釣り漁業により漁獲されるが、本種の資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を行うものとする。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の数量に関する事項

- (1) くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	サイズ	管理期間 (第4管理期間)	知事管理量
くろまぐろ	30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚という。」)	平成30年7月から平成31年3月まで	0.1トン
	30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚という。」)	平成30年7月から平成31年3月まで	6.0トン

- (2) 国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕

の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

- (3) 管理期間が終了後、1カ月以内に小型魚又は大型魚の漁獲量を確定し国へ報告を行うものとする。

3 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 漁業者は、1日当たり30キログラム以上の採捕を行った場合、所属漁業協同組合を通じて、速やかに県農林水産事務所水産課へ報告するものとする。

イ 漁業協同組合は、1月当たりのくろまぐろの水揚げ量が30キログラムに達した場合、速やかに県農林水産事務所水産課へ報告するものとする。

ウ 漁業協同組合は、所属漁業者との連絡網を整備するものとする。県は、漁業協同組合と土日祝祭日等の閉庁時の連絡網を整備するものとする。

エ ア又はイの報告がなされる採捕があった際の当該漁業者が取組む緊急の管理措置は、県の残存が判明するまでの間、以下のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

(ア) くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

(イ) くろまぐろの水揚げはやむを得ない混獲のみとし、生存個体を全て放流する。

オ 県はア又はイの報告がなされた場合、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律77号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2に定める数量の7割を超えた時点又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

イ 全国の採捕の数量が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量の7割を超えた時点又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点でアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を以てアの公表とするものとする。

(3) 早期是正措置について

本県は、前項の採捕の数量の公表後は、速やかに法第9条第2項の規定に

基づき次の早期是正措置を管内漁業者等に対し指導するものとする。

ア くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

イ くろまぐろの水揚げはやむを得ない混獲のみとし、生存個体を全て放流する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した際は、管内遊漁船業者に対しても同様の措置を行うものとする。

イ 遊漁者については、プレジャーボートを利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、県WEBページ等を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 採捕の停止命令について

ア 本県の採捕の数量が2に定める小型魚又は大型魚の数量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

イ 国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) その他採捕の停止命令に関する事項について

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者に対しても同様の措置を行うものとする。